

GNH 研究所会則

(総則)

1. 本会の名称を GNH 研究所とする。
2. 本研究所は、ブータン発の GNH 哲学を研究するとともに、その成果と応用方法を広く社会に発信し、実践の手助けをするために活動する。
3. 本会は、思想・信条にとらわれず「寛容」の精神で運営される。

(会員)

4. 会員の年会費は無料もしくは任意とする。
5. 会員はそれぞれの自由意志で、創意工夫し、自由な方法で GNH 研究所に対して支援活動を行なう。またその内容に関しては予め研究所代表幹事の承認を有する。
6. 会員は以下のような方法で本研究所の活動に参加することができる。
 - ・年に数回発行される「研究所ニュースレター」を受信する
 - ・「研究所ニュースレター」にコラム、研究レポート、写真等を投稿する(但し、掲載の可否は研究員の審議によるものとし、最終決定権は代表幹事が有する)
 - ・メーリングリストにおいて他の会員、研究員との交流を図る
 - ・年に数回開催される定例会合に参加する
 - ・会員主催イベントを企画する、または、他団体との共催イベントへの参画を提案する
7. 言動・品行において著しく当会の名誉を傷つけた会員に対して、研究所代表幹事が除名権限を有する。

(研究員)

8. 会員はその業績と本人の希望、もしくは、現研究員からの推薦により、研究員になる事が可能である。その申請は代表幹事に対して行い、その決定は研究員の過半数の賛成によるものとする。
9. 研究員は年額 2,000 円以上の維持会費を、毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日の間に、研究所に納入する。2 年続けて維持会費が未払いの研究員は、研究員の資格を失効する。

(代表幹事)

10. 本会の代表幹事は年度の総会により選出されるものとする。

(運営)

11. 本会の事務局を〒112-0013 東京都文京区音羽 2-11-18-402 GNH 研究所 におく。
12. 本会の事務局員は年度の総会により選出されるものとする。
13. 事務局員は、主に定例会合の運営、総会の運営、会計の職務を担う。
14. 事務局員は、4名体制を目安とし、任期は2年(1年ごとに半数改選)とする。但し、再任(継続)は妨げない。

(会計)

15. 本会の会計年度は、4月から翌年3月までとする。

(総会)

16. 毎年1回会員総会を開き、会計報告および会の運営について審議する機会を設ける。
17. 総会における審議事項は、出席している会員の過半数の賛成をもって承認される。

本会は2005年3月17日に設立され、2007年5月1日以降、本会則を適用するものとする。

2010年8月31日改訂

2015年6月30日改訂